

第5回長野市廃棄物処理施設設置審査会議事録

- 1 日 時 平成25年3月21日(木) 13時00分～14時30分
- 2 場 所 長野市職員会館3階 会議室
- 3 出席者
(委員) 片谷委員、北澤委員、小松委員、平林委員、松本委員
(長野市) 小林環境部長、滝澤環境部次長兼廃棄物対策課長、広田課長補佐、中村係長、西澤主査
(事業者) 直富商事株式会社、株式会社信濃公害研究所、株式会社タクマ、国土防災技術株式会社、全国農業共同組合連合会
- 4 議 題 「産業廃棄物処理施設(焼却施設)の設置許可について」
- 5 会議経過

(滝澤次長)

ただ今より、「第5回長野市廃棄物処理施設設置審査会」を開催させていただきます。

本審査会は6名の委員で組織されておりますが、本日は「山下委員」が都合により欠席されておりますので、本日の審査会は5名の委員によりご審議をお願いしたいと思います。なお、この審査会は公開となります。はじめに、小林環境部長よりご挨拶を申し上げます。

(小林部長)

委員の皆様には、大変お忙しい中、長野市廃棄物処理施設設置審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、午前中は、本日の審査会でのご審査いただく案件の、現地調査を実施していただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、委員の皆様には、日ごろから本市の行政全般、取り分け、環境行政につきまして、格別なるご指導、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市は、平成11年に中核市へ移行し、長野県から産業廃棄物関係の許可事務が委譲されたことに伴いまして、この審査会を設置させていただきました。本日は5回目の開催となります。

ご周知のとおり、本審査会の目的は、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設のうち、「焼却施設」又は「最終処分場」の設置等の許可申請がなされた場合に、その周辺地域の生活環境の保全に関し、専門的知識を有する方からご意見をお聴きすることを目的に設置いたしましたものでございます。

今回は、直富商事株式会社から焼却施設の設置に係る「設置許可申請書」が提出されまして、法に基づく「生活環境影響調査」が終了しておりますので、委員の皆様には、この調査結果及び施設の設置計画等につきまして、また、午前中の現地調査を含め、ご審議をいただきたいと思っております。皆様の専門的な見地から、十分にご審査をいただきますようお願いを申し上げます。本日は、よろしくご意見申し上げます。

上げます。

[委員のご紹介及び事務局の自己紹介]

(滝澤次長)

続きまして、会長の選出についてお諮りいたします。「長野市廃棄物処理施設設置審査会設置要綱」の第4第1項では、「審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。どのように選出したらよろしいか、ご意見がございましたらお願いいたします。

(小松委員)

北澤委員に会長をお願いしたいと思います。

(滝澤次長)

ただいま、小松委員から、北澤委員に会長をお願いしたいというご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(滝澤次長)

それでは、北澤委員に会長をお願いいたします。北澤委員には、会長席へ移動をお願いいたします。

北澤会長からご挨拶をお願いいたします。

(北澤会長)

委員の皆様からご推薦いただきました北澤と申します。平成11年に長野市は中核市になって県の委員の皆様がそのまま長野市の委員になられまして、メンバーは多少変わりましたが、現在に至っております。委員の皆様のご協力を得て、今日は第5回の長野市廃棄物処理施設設置審査会を始めたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(滝澤次長)

ありがとうございます。それでは、次第の6議事に移りますが、本審査会設置要綱第5の規定により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、北澤会長に議事の進行をお願いいたします。なお、小林環境部長は、ここで退席させていただきますが、よろしくをお願いいたします。

(北澤会長)

それでは、最初に、6の(1)の縦覧・意見聴取等経過説明について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 広田補佐)

申請書及び生活環境影響調査結果書につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項の規定に基づき、平成25年1月8日から2月6日まで縦覧を実施いたしましたが、縦覧者はおりませんでした。また、同法第15条第6項の規定に基づき、2月20日を期限として、施設の設置に関して利害関係を有する者からの意見書を受け付ましたが、意見書の提出はありませんでした。

(北澤会長)

それでは、(2)施設設置計画の概要説明についてお願いします。

(直富商事株式会社)

直富商事で秋古工場の焼却炉の運転管理を担当させていただいています飯島と申します。施設の設置計画の概要及び維持管理計画の概要について、説明させていただきます。

- ・事業計画概要について説明
- ・主要諸元について説明
- ・焼却施設の処理能力について説明
- ・環境保全について説明

以上で施設の設置計画の概要については終わります。

(北澤会長)

施設設置計画の概要を説明していただきましたが、ご質問ございませんか。

(松本委員)

リドリングについて説明をお願いします。

(株式会社タクマ)

リドリングと申しますのは、廃棄物を焼却炉に投入した際に、供給装置の下側に落ちるもののことを言います。隙間から下に落ちたものを言います。

(北澤会長)

次に、維持管理計画の説明をお願いします。

(直富商事株式会社)

続いて維持管理計画についてご説明します。

- ・ 廃棄物処理施設の維持管理計画について説明
- ・ 排ガスの測定頻度について説明
- ・ 維持管理に関する事項について説明

以上で、施設設置計画の概要、維持管理計画の概要の説明とさせていただきます。

(北澤会長)

維持管理計画について説明していただきましたが、ご質問ございませんか。なければ、次に生活環境影響調査の概要について説明をお願いします。

(直富商事株式会社)

直富商事の鈴木と申します。生活環境影響調査の説明をさせていただきます。

この調査は、平成23年12月に提出しました「生活環境影響調査方法書」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づいて行いました。

調査項目は、事業計画に基づき、環境影響要因を抽出し、大気質、騒音、振動及び悪臭について生活環境影響調査を実施しました。大気質は、煙突の排ガスについて選定しました。騒音、振動については、焼却施設の稼働について選定しました。悪臭は、煙突の排ガス、施設からの悪臭の漏洩について選定しました。廃棄物運搬車両走行については、計画車両台数(118台/日)の搬入使用道路である国道19号線の交通量に対する割合が少ないため、環境影響調査項目から除外しました。調査は、既存文献及び現地調査にて行いました。

1) 大気質については、施設最寄り集落である秋古集落周辺において実施した大気質の調査の結果、全ての項目で環境基準を下回っていました。

予測は事業計画及び新設焼却施設の諸元に基づいて、METI-LIS(経済産業省-低煙源工場拡散モデル)を用いました。また当該地域の傾斜地形を考慮しました。大気質の長期及び短期濃度予測結果は、秋古集落周辺において、環境基準より厳しく設定しました環境保全目標を下回りました。

2) 騒音については、施設敷地境界及び周辺集落で実施した騒音レベルの測定結果は、いずれも騒音規制法による規制基準及び騒音に係る環境基準を下回っていました。

新設焼却施設稼働時の騒音レベルの予測は、距離減衰、建屋部材の透過損失及び地形の回折を考慮して行いました。予測結果は、敷地境界及び周辺集落周辺で、いずれの時間区分においても、環境保全目標を下回りました。

3) 振動については、施設敷地境界及び周辺集落で実施しました振動レベルの測定結果は、いずれも振動規制法による規制基準を下回っていました。

新設焼却施設稼働時の振動レベルの予測は、伝搬予測式に基づき行いました。予測結果は敷地境界及び周辺集落周辺で、いずれの時間区分においても環境保全目標を下回りました。

4) 悪臭については、施設敷地境界及び周辺集落で実施しました特定悪臭物質の測定結果は、いずれも悪臭防止法による規制基準を下回っていました。また、焼却炉排出口の臭気指数は、各季において敷地境界地表における許容限度から算出する排出口における許容臭気基準を下回っていました。

次に予測についてですが、新設焼却施設稼働時の特定悪臭物質の予測は、METI-LISを用いて行い、臭気指数については、においシュミレーターを用いて行いました。予測結果は、敷地境界及び周辺集落周辺いずれにおいても、環境保全目標を下回りました。

総合評価ですが、施設稼働に伴う煙突からの排ガス中の大気汚染物質の予測濃度は、すべての項目で環境保全目標を達成しています。法令等の基準を遵守するとともに、連続測定可能項目については連続測定を行い、適切な排ガス対策を実施することで、周辺環境への影響は緩和できると考えられます。

施設の稼働に伴う、騒音、振動レベルの予測結果は、すべての項目で環境保全目標を達成しています。対象設備の適切な管理・運転により、騒音、振動に関する周辺環境への影響は緩和できると考えられます。

施設の稼働に伴う、悪臭の予測結果は、すべての項目で環境保全目標を達成しています。対象設備の適切な管理・運転により、悪臭に関する周辺環境への影響は緩和できると考えられます。

以上のことから、廃棄物処理施設新設に伴う周辺生活環境への影響は少ないと考えられます。以上で説明を終わります。

(北澤会長)

生活環境影響調査の概要について説明していただきましたが、なにか質問ございますか。

(平林委員)

騒音のところですが、環境騒音の昼間の児玉集落周辺の実測値が 55 で、児玉集落周辺の予測値も 55 と同じですが、これでよろしいですか。

(直富商事株式会社)

このとおりです。河川対岸で直富商事の影響が少ないということで、予測値と実測値が変わらない結果となっています。

(小松委員)

5ページの測定結果と許容限度適合状況の表で季節によって排出口における許容限度が変わっていますが、どういうことですか。

(信濃公害研究所)

信濃公害研究所の中山と申します。各季節の臭気の測定とともに排ガス量の測定もやらさせていただきました。排ガス量をにおいシュミレーターに入力させていただくと、希釈度の値が変わるのでそれにより許容限度も変わります。

(小松委員)

それは、排ガス量が変わるためですか。

(信濃公害研究所)

排ガス量が変わるため基準値が変わってしまいます。排出口で評価する場合は、排ガス量、排ガス温度が関わるため、計算式に入力すると排出口における許容限度が変わります。

(北澤会長)

よろしいですか。その他、ご質問ございますか。

(片谷委員)

大気に関する予測は、しっかりとやっていますが、タクマさんにお聞きしたほうがよろしいと思いますが、今回計画している施設と同じタイプで、規模も類似の施設が全国にありますでしょうか。

(株式会社タクマ)

全国にごございます。

(片谷委員)

稼働後の現地での調査結果と予測時に求めた値との整合状況は、十分得られていますか。情報があればご説明をお願いします。

(株式会社タクマ)

基本的には、納入させていただきますときに性能確認試験を行います。その時に煙突から出る排ガスに関しましては、測定をしております。管理値以下になっていることは確認しております。

(片谷委員)

ありがとうございました。

これは、メーカーの責任ではないのですが、納入された施設で稼動開始後に何かトラブルがあったかどうか、周辺で濃度を測ったら最初の予測より濃度が高かったとか、把握されてる中では、ありませんか。

(株式会社タクマ)

排ガスによる影響で問題は起こっておりません。

(片谷委員)

それが一番いい確認の方法だと思いましたので、確認しました。

(北澤会長)

その他、何かご質問ありますか。よろしいですか。質疑応答に移りたいと思います。施設の設置計画についてなにかございますか。

(片谷委員)

ボーリングの結果によって当初計画した位置と設置場所が変わったということですが、地元の住民の方の同意は得られていますでしょうか。

(直富商事株式会社)

今の場所で同意をいただいております。

(片谷委員)

それでしたら、結構です。

(北澤会長)

規模が大きいですが、切り取った土砂はどうするのですか。

(直富商事株式会社)

残土処理として場外に搬出いたします。4万m³弱出る計画となっています。すべて場外搬出しますが、持ち込み場所は決めていません。

(北澤会長)

規模が大きいので見かけ膨張しますし、慎重に対応していただきたい。もうひとつ、貯

水池に誘導していくときにどんな水路を造りますか。計算上より雨が入り、オーバーフローした場合のことを懸念している。どんな構造の側溝を使いますか。

(国土防災)

法面の水路は、コルゲートで、敷地内の水路の構造は、VS 側溝を考えています。

(北澤会長)

切り取ったがけ面の保護については、どんな構造ですか。

(国土防災)

法面の構造は、ブロック積みを考えています。高さは4から5mを検討しています。

(北澤会長)

凝灰岩の礫層ですので、切り取った部分が軟弱地盤で、完璧な工法を使わないと、階段状になるので、よう壁部分が多くなるので確実にやらないと雨に弱い。水をうまく誘導するということと、がけが崩れないようにすること。これが、施設を設置する際に安全性が求められることなので慎重にしていきたい。

(北澤会長)

他に何かありますか。維持管理計画について何かありますか。よろしいでしょうか。

[特に発言なし]

(北澤会長)

生活環境影響調査について何かありますか。

(片谷委員)

大気についてはしっかりやっているし、保全目標値を環境基準の80%に設定したことも、よりよい環境保全をすることで評価できる点であると思います。予測値が現況とあまりかわらないのであれば、現況と何%としか違わないというふうに述べていただいたほうが、十分目標を達成していると主張するにはよいと思います。そういうことを考慮していただくと、さらによりよい生活環境影響調査報告書になると思います。

(北澤会長)

参考にしてください。

(北澤会長)

山下委員（欠席）からの意見については、騒音、振動については特に問題ありませんとのことです。

(北澤会長)

次に意見集約に入りたいと思います。ここからは、事業者は傍聴者と同じ扱いとなります。発言はできませんのでご了解ください。

(片谷委員)

生活環境影響調査については、妥当な予測と評価をされていると思慮されます。地元の住民の理解も早くから得られていますし、合意形成についても問題はみられない。今回の申請に関しては、特段、審議会の中で問題視するような事項は特に見当たらないと思慮されます。

(小松委員)

1年間臭気指数を測定し問題ないことを確認しておりますし、焼却炉の維持管理計画も適切であることから、においでは問題ないと思慮されます。怖いのは運転のトラブルで、停止時、稼動時については、注意が必要だと思います。

(平林委員)

水の関係については、この施設は排水がないので特に大きな問題ないと思います。雨水の排水についても特に問題ないと思われませんが、周辺に湿地帯があり、この湿地帯が微妙なバランスで集水していると思われれます。大規模な降雨の際、どう対応するかについては、考えておいていただきたいと思います。その時に対応できるような排水溝などの構造を検討しておく必要があると思います。特に全体としては、大きな問題は無いと思われれます。

(松本委員)

焼却炉の新設をする場合は、反対される場合がありますが、住民とのしっかりとした合意形成がなされているということで、住民との信頼関係が良好であることがわかります。今回は、サーマルリサイクルの計画で外部へアピールできることがあれば積極的に取り組んでいただき、情報発信していただきたいと思います。

(北澤会長)

立地については、十分検討されていますし、生活環境影響調査についても妥当であります。ほぼ問題のない計画であると思われれます。そういう意見集約をさせていただきました。これで審査を終了したいと思います。